

倫理綱領に基づく行動指針

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

「倫理綱領」に基づく行動指針

私たちは法人理念に基づき、常に福祉の専門職としての誇りと自覚を持ち、自らの専門知識と技術をもって、子どもの最善の利益を保障するために、私たちが遵守すべき行動の規範を以下に定めます。

1. 生命の尊重

私たちは、子どもをかけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊重・発達の保障

私たちは、一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊び、子どもの健やかな成長・発達を保障します。

- 1) 子ども一人ひとりの自主性、自発性を育み、自立を促す保育に努めます。そのために、自ら判断し、決定できる場と機会を保障します。
- 2) 子どもが意思決定できる機会を数多く設け、自己実現に向けた関わりをします。
- 3) 子どもの活動においては、子どもの生活歴をよく知り、これまでの生活習慣を尊重するように努めます。
- 4) 子どもが理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- 5) 発達の段階において、克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- 6) 子どもと職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい呼称を使うように努めます。
- 7) 子どもに対して交換条件を持ち出ししません。

3. 人権の尊重

私たちは、いかなる差別や虐待も許さず、子どもの人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を守ります。

- 1) すべての子どもは自由であり、また権利においても平等なものとしてその生活を守っていきます。
- 2) 子どもの性別・年齢等で差別しません。
- 3) 子どもに対して、偏見や先入観をもって接することはしません。
- 4) 障がいの程度・状態・発達段階等で差別しません。
- 5) 子どもに対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- 6) 子どもに対して威圧的な態度、乱暴な言動は行ないません。
- 7) いかなる場合でも、殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるような体罰は容認しません。
- 8) 身体拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- 9) 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- 10) おやつを抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- 11) 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、あらかじめ本人・保護者・家族への説明を行い、理解を得るよう努めます。緊急、やむを得ず制限を行った場合は、適切な記録に基づき事後に説明を行います。

4. 社会への参加

私たちは、子どもが年齢、家庭の状況などにかかわらず、社会を構成する一員として生活を送れるように支援します。

- 1) 将来、子どもが市民として社会生活を営めるよう、知識・技能・ルールの習得をめざして援助します。
- 2) 学童保育クラブで生活していくうえで必要なルール・マナーを子ども一人ひとりが理解できるように援助します。
- 3) 行事や活動計画には計画段階から、子どもに伝え、協議し、子どもが主体的に参加できるように努めます。

5. 保護者との信頼関係の構築

私たちは、保護者に子どもの成長を伝えながら子育てを支え励まし、信頼関係を築きます。

- 1) 学童保育クラブの運営・保育サービス内容等に対する保護者の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- 2) 保育にあたっては、保護者への説明を行い、理解を得た上で行います。
- 3) 専門的視点に立ち、保護者に子どもの日常の様子を継続的に伝えます。
- 4) 家庭の事情を踏まえ、保護者の気持ちに寄り添い、その家庭の子育てを支えます。

6. 地域の子育て支援

私たちは、地域で子どもを育てる環境づくりをするために、地域の人々や関係機関と繋がりを築きます。

- 1) 関係機関・地域の健全育成に携わる人々と連携を図り、信頼関係を築くように努めます。
- 2) 子ども会、自治会、地域センターなどの様々な社会資源と連携を図りながら、地域コミュニティに貢献します。

7. プライバシーの保護

私たちは、個人情報やプライバシーを適切に保護（管理）し守秘義務を果たします。

- 1) 職務上知り得た個人の情報は退職後も含めて、他に漏らしません。
- 2) 保護者の了解なしに、本人の写真や名前、作品等をインターネットを含めて公開しません。
- 3) 本人の利益のためであっても、保護者の了解なしに、他の機関より個人・家庭に関する情報を得ること、および情報の提供をしません。
- 4) 本人・保護者の了解なしに所持品の確認を行いません。
- 5) 子どものプライバシーに関する話を他の子どもの前でしません。

8. 専門職としての責務

私たちは、子どもが豊かな生活を実感し充実した子ども時代を送れるよう、自らの専門的役割と使命を自覚し、たえず研鑽を重ねその責務を果たします。

- 1) 職員相互のチームワークと自己研鑽により、保育の質の向上をめざします。
- 2) 職員間の情報共有を密接に行い、適切な役割分担を行うことで保育の向上に努めます。

- 3) 相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加する等自己研鑽に努めます。
- 4) 保育にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

9. 本規程の位置付け

本法人「倫理綱領」及び「行動指針」は、法人が定めた規程の一つであり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

附則

2005年11月3日 制定

2019年5月19日 改訂